

『H30年度事業承継税制議論 雇用維持要件の撤廃も』

経済産業省は、平成30年度税制改正要望で提出している非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的見直しを求めているが、その要望内容が明らかになった。

報道によると、(1)「納税猶予」制度から5年間事業継続後の「納税免除」制度に改める(2)雇用要件(5年間で8割以上の雇用を維持)の完全撤廃(3)議決権株式総数の100%を対象(4)旧代表者からの相続・贈与のみが対象から、配偶者や同族関係者も含めた対象者の拡大、等を求めている。また、自民党税制調査会の方向性としても、中小・零細企業の代替わりを促進するため、現状の事業承継税制の充実に意欲的に取り組む方針を明らかにしている。10年間で徹底的な世代交代を図る意向で、今の制度を使いやすくするために雇用維持条件の10年限定での撤廃の検討に入っている。中小企業は後継ぎ不足で黒字廃業が目立ってきており、景気が持ち直している中で中小企業の経営基盤を前向きに変えていくため、税制の後押しは必要だとする考えは、財務省と経産省で一致しているという。「事業引継ぎ支援センター」の成約件数が累計1,000件を越すなど、引継ぎ先を外部に求める経営者の抵抗感も薄れ、M&Aも含めた中小企業の事業承継支援が加速しそうだ。



『地銀経営、早期改善促す制度・監督体制強化へ—金融庁』

金融庁は、行政運営の方向性を示す「金融行政方針」を公表。低金利や人口減少で地方銀行などの収益が悪化する中、将来の健全性が不安視される地銀などに対し、より早く経営改善を促せる制度・監督の運用を見直す。地銀が持続可能なビジネスモデルを構築できなければ「十分な金融仲介機能を発揮できず、地域経済に多大な悪影響を与えかねない」。財務内容に問題がなくても、持続可能性に問題があれば、立ち入り検査を実施する。同庁は従来、自己資本比率が4%を下回った場合の「早期是正措置」や、自己資本以外の収益性などに問題があれば経営改善を促す「早期警戒制度」を活用し、地銀の健全性を維持してきた。これらの制度運用や監督手法について新たな枠組みを検討する。地銀再編をめぐるっては、公正取引委員会が同一県内などに事業基盤を置く銀行同士の経営統合について寡占化の弊害を懸念し、審査が長期化するケースが相次いでいる。同庁は地域での競争のあり方を改めて検討。また、地銀に対する事業再生支援など地域経済への貢献度を示す新指標を導入する。金融仲介の発揮状況を表す客観的な指標群(KPI)を選定・公表し、金融機関の取り組みの「見える化」を図る。企業などが金融機関を選ぶ際に活用されることを想定し、競争を促す。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

